

神奈川、昭60不24、平10.8.19

決 定 書

申立人 A

被申立人 モービル石油株式会社

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

申立人Aは、昭和62年5月8日に死亡した。

また、同人死亡の翌日から起算して6か月以内に、本件申立てについて、承継の申出がなかった。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用し、主文のとおり決定する。

平成10年8月19日

神奈川県地方労働委員会
会長 榎本 勝則 Ⓜ